

山陽小野田市中小企業振興基本条例

本市は、明治時代から石炭産業、窯業等で栄えるとともに、明治14年に日本で初めての民間セメント製造会社が設立されて以降、大正時代に掛けて医薬製品、化学製品等の工場が早くから立地する等、古くから工業都市として発展してきましたが、昭和30年代のエネルギー革命等により、炭鉱の閉山及び窯業の廃業が相次ぎ、本市の産業及び経済が衰退し、また、人口が減少し、一時期市勢が衰退しました。

こうした中、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより、企業誘致をはじめ、企業努力、市民の協力等により産業構造の転換を図り、復興しました。

現在では、石油、化学、鉄鋼、金属、機械、医薬等の製造業を中心としたさまざまな事業所の生産活動や事業活動等により、工業都市として大きく成長してきました。

このような成長過程においては、市内の事業所のうち大多数を占める中小企業の役割は大きく、中小企業は、市の経済基盤を支え、多様な人材の育成、多くの雇用創出等の重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は、産業の高度化、市場ニーズの多様化、企業間競争の激化、個人消費の低迷、少子高齢化による人口減少等により、中小企業を取り巻く環境は、厳しさを増しております。

本市が更に活力ある発展をするためには、中小企業の発展や活性化は、欠くことができないものであり、中小企業の振興は、本市経済の循環及び発展に大きく関わり、ひいては市民生活の向上につながるものです。

中小企業が本市経済の重要な担い手であることをここに改めて認識し、中小企業の振興は、市、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民が一体となって図っていく必要があるため、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興についての基本理念を定め、市の責務、中小企業者の役割、大企業者、関係団体等及び市民の協力等を明示するとともに、中小企業振興の基本となる施策を定めることにより、中小企業者の発展を支援し、もって本市経済の循環及び発展並びに市民の生

活向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち法第2条第5項に規定するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 関係団体等 商工会議所、商店街振興組合、金融機関、学術研究機関等の団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を推進する。

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な経営向上の努力を促進すること。
- (2) 中小企業者が経済的社会的環境の変化に円滑な適応を図ることができるよう対応すること。
- (3) 市、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民の相互の協力が行われること。

(基本方針)

第4条 市は、中小企業の振興について、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び技術開発を支援すること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化及び資金調達の円滑化を支援すること。
- (3) 中小企業者の人材育成、雇用の安定及び確保並びに従事者の福祉の充実を支援すること。
- (4) 中小企業者の受注機会及び販路の拡大を支援すること。
- (5) 地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること。
- (6) 起業、後継者育成等を支援すること。
- (7) 小規模企業者の経営状況等に応じた支援をすること。

(8) 中小企業者相互間の連携並びに中小企業者と大企業者、関係団体等及び市民との間の連携及び協力を促進すること。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念及び前条の基本方針に基づき、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

2 前項に規定する施策の推進に当たっては、中小企業の振興に関する推進計画を策定し、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民と協力して、効果的な施策を実施するものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に適応し、事業を発展させるために、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、労働環境の整備、雇用の維持及び創出、人材の育成、従事者の福利厚生の実施等に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者等の協力)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに事業活動において中小企業者とともに発展するという考え方を持って、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業者に対する円滑な資金供給をはじめ、経営相談による支援に努めるものとする。

3 学術研究機関等は、中小企業者に対する新商品及び新技術開発等の支援、研究開発の協力等産学連携の促進に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が市の経済発展及び市民生活の向上に重要な

役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、中小企業者の商品、製品、サービス等を利用するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。